

平成28年度利用者負担額（保育料）の改正点について

中島村教育委員会学校教育課

平成27年4月から子ども子育て新制度が始まり、利用者負担額（保育料）が所得に応じて決定されることとなりました。

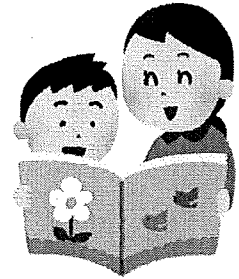
平成28年4月には、多子軽減措置の拡充を目的に子ども・子育て支援法の一部が改正され、本村で定める利用者負担額についても改正を行いました。

1. 改正点

主な改正点は以下のとおりです。

- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯においては、多子計算の算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃しました。
- ひとり親世帯のうち市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯では、第1子が半額、第2子以降が無料となりました。

なお、上記に該当しない世帯についてはこれまでと変更はありません。



2. 平成28年度中島村利用者負担額一覧表

平成28年度の利用者負担額は以下のとおりです。

○ 公立幼稚園

階層区分	定義		利用者負担額（月額）	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円	
第2	村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	ひとり親世帯等	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	1,800円	
第3	上記以外の世帯	村民税所得割課税額77,101円未満	ひとり親世帯等	2,500円
			ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円
		村民税所得割課税額77,101円以上		5,000円

※ひとり親世帯等とは…母子・父子家庭や身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている方のいる世帯のことです。

3. その他

平成28年4月から8月分の利用者負担額は平成27年度の市町村民税額、平成28年9月から平成29年3月分の利用者負担額は平成28年度の市町村民税額を基に算定します。

ご不明な点がある場合には、中島村学校教育課（Tel.52-3483）までお問い合わせください。



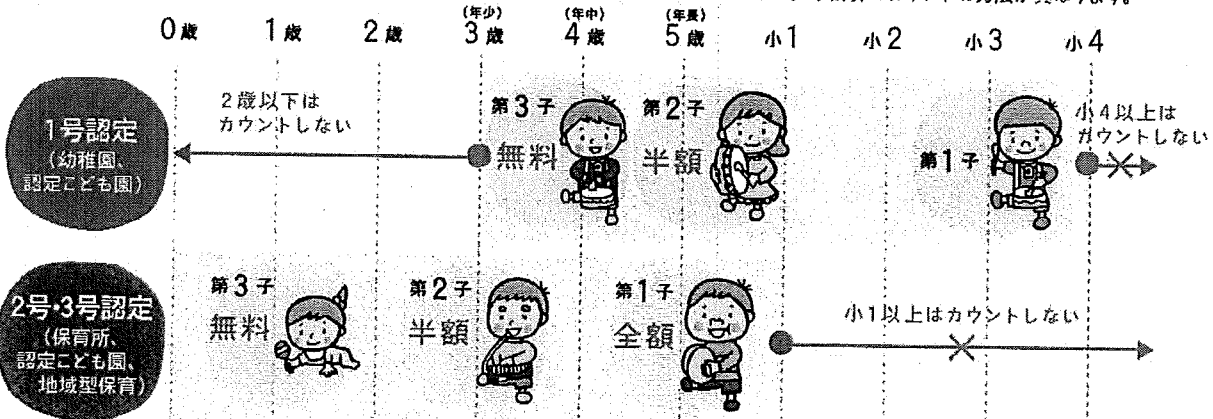
保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、
保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

- 1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。
※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。
- 2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。
くまようだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。



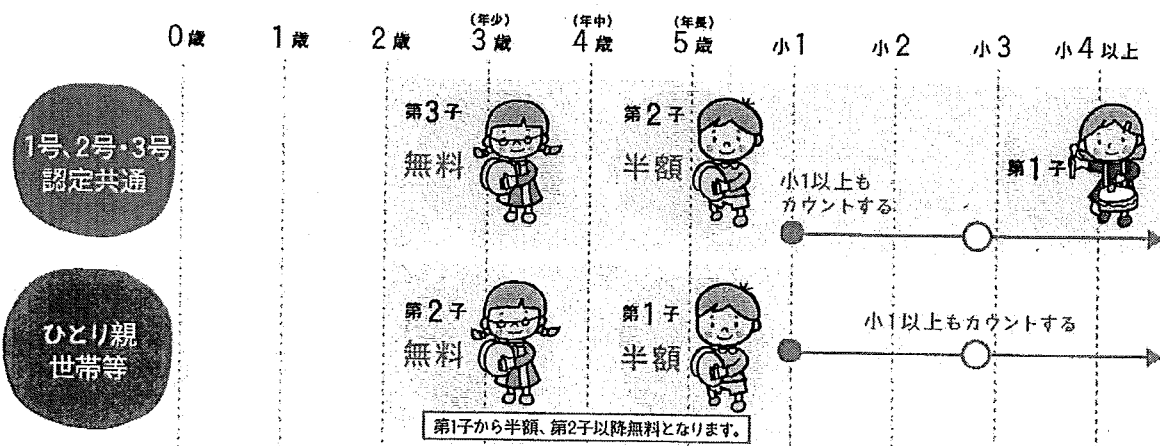
※くまようだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

↳ 第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

↳ 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

<市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

【保育料の詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。】